

さ情審査答申第178号
令和元年11月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成31年3月13日付けで貴職から受けた、「さいたま市は、公金の収納について、コンビニ店舗納付を行っています。りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだときに、取得した文書すべて。」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成31年1月25日付け出出第2229号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は取り消されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。

平成30年12月17日付けで行政文書開示請求を行ったところ、さいたま市長から行政文書不開示決定処分を受けた。しかし、本件処分は、不当であること。

- (1) 開示請求の内容＝「さいたま市は、公金の収納について、コンビニ店舗納付を行っています。りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を

- 結んだとき、取得した文書すべて」である。
- (2) 不開示処分の理由＝「当該行政情報は、実施機関では取得しておらず存在しないため。」
 - (3) 「取得していない」の主張は、騙す目的で記載した虚偽内容である。
 - (4) さいたま市は、（指定金融機関等）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第168条第2項により、指定金融機関制度を選択している。
 - (5) 指定金融機関制度によれば、公金の収納を行えるものは、金融機関のみである。
 - (6) 公金収納とは、公金を預かり、指定された口座に振り込む一連の行為である。
 - (7) この行為は、（定義）銀行法（昭和56年6月1日法律第59号）第2条2項に規定する「為替取引を行うこと。」に該当する行為であり、銀行の固有業務である。（最高裁平成13年3月12日判決・判時1745号148頁）。
 - (8) 一方で、コンビニ収納が行われていること。
 - (9) このことは、コンビニ店舗が金融機関であることが必要である。
 - (10) 日本郵政公社は平成19年10月1日に民営・分社化されたこと。
民営化に伴い、金融機関ではない郵便局は、従前行っていた公金取扱いができなくなってしまうこと。
 - (11) 郵便局に、従来通り、公金の取扱いができるようにするため、平成18年4月1日施行の銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号）により、新たに銀行代理業制度が創設された。
 - (12) 平成18年施行の改正銀行法により、出資規制と兼業規制の規制が廃され、一般事業者も銀行代理業を行うことができるようになった。コンビニ店舗が、公金収納を行うためには、銀行代理業者になることが必要である。
 - (13) さいたま市が、コンビニ収納契約を結ぶ場合、コンビニ本部が銀行代理業者であることが前提条件である。
 - (14) 開示請求の内容＝「さいたま市は、公金の収納について、コンビニ店舗納付を行っています。りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだとき、取得した文書すべて」に対し、不開示処分の理由＝「当該行政情報は、実施機関では取得しておらず、存在しないため。」と理由を述べていること。
 - (15) さいたま市長が、「取得していない」と主張していることは虚偽である。

- (16) よって、審査請求の趣旨通りに、「処分を取り消す」との裁決を求める。
- (17) さいたま市は、指定金融機関制度を選択して、市税の収納を行っている。
- (18) 指定金融機関制度では、1つの地方公共団体が指定する指定金融機関は1つに限られる。

指定金融機関となった金融機関は、別途、地方公共団体が指定する金融機関を指定代理金融機関に指名することができる。(自治法施行令第168条第3項)。さらに、当該地方公共団体に支店を持つ金融機関(ゆうちょ銀行および代理店業務を行う郵便局の貯金窓口含む)などを収納代理金融機関として収納業務のみを行わせることができる(自治法施行令第168条第4項)。

- (19) コンビニ店舗での公金収納は、コンビニ店舗で預かった公金を、コンビニ本部が集めて、当該地方公共団体の指定する指定金融機関の口座に送金を行っている。

コンビニが行っている行為は、銀行法第2条第2項の所定する「為替取引を行うこと」に該当する行為である。

「為替取引を行うこと」は銀行固有の業務であり、民間業者は行うことは、できない。

- (20) 銀行法等の一部を改正する法律 金融庁 平成17年11月上記の改正法は、平成18年4月1日施行され、新たに銀行代理業制度が創設された。

銀行代理業制度の目的は、民間業者に銀行業務の兼業を認める内容である。郵政民営化に伴い、郵便局は金融機関でなくなり、従来扱っていた公金収納が行えなくなること。民営後の郵便局でも従来扱っていた公金収納が行えるようにした内容である。そのためには、郵便局はゆうちょ銀行を所属銀行とした銀行代理業者になる必要があった。

- (21) コンビニは民間業者であること。銀行業務を兼業するには、銀行代理業者になる必要があること。

コンビニ納付とは、民間事業者であるコンビニが兼業として銀行固有業務を行う行為である。

契約時には、コンビニが銀行代理業者であることの資格証明が必要であること。

- (22) さいたま市は「コンビニが銀行代理業者であることの資格証明」という取得文書を保有している。
- (23) コンビニ収納の契約を行うにあたり、「コンビニが銀行代理業者であることの資格証明」が「必要でないこと」について、310305 弁明書では情報提供が行われていないこと。

さいたま市長が行った情報提供は、(情報の提供) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第84条に違反する行為であること。違反を認めること。

- (24) 310125 不開示決定通知でも、「コンビニが銀行代理業者であることの資格証明」が「必要でないこと」について理由付記が行われていないこと。

このことは、(理由の提示) 行政手続法(平成5年法律第88号)第8条に違反していること。違反を認めること。

- (25) コンビニ収納の契約を行うにあたり、「コンビニが銀行代理業者であることの資格証明」が、「必要でないこと」について、説明を行うこと。

- (26) 説明できなければ、不開示決定は不当であること。

不開示決定を取り消すこと。

開示請求文言通りに、「取得文書すべて」を開示すること。

第3 実施機関の説明の要旨

- 1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- (1) 平成30年12月17日付けで、審査請求人より、「りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだときに、取得した文書すべて」について、行政情報開示請求書が提出された。

実施機関において該当の文書を特定するにあたり、審査請求人とのメールでのやりとりの中で審査請求人より「さいたま市市税等収納業務契約書とそれに付随して取得した文書総て」という回答を得たため、実施機関として「さいたま市市税等収納業務契約書(平成30年3月23日付)」を特定し、平成30年12月28日付行政情報一部開示決定通知書を送付した。

その後、審査請求人とのメールでのやりとりの中で「契約書は、作成文書で、取得文書ではありません。」との指摘を受け、平成31年1月25日付で行政情報一部開示決定の取消しを行うとともに、実施機関では、契約書以外の該当する行政情報を取得しておらず存在しないため、行政情報不開示決定を行ったものである。

- (2) 審査請求人の主張は、コンビニ収納の契約を行うにあたり、コンビニが銀行代理業者であることの資格証明が必要であるので、資格証明書を取得しているのではないかとということであると思われる。

実施機関は、収納代行を私人に委託するに当たっては、自治法施行令第158条及び第158条の2の規定に基づき行っており、この政令では、

当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができることとされていることから、さいたま市市税条例施行規則（平成13年規則第64号。以下「規則」という。）第8条の2により基準を定めている。当該基準は5項目にわたり記載されているが、この中に銀行代理業を営むことについての資格要件は求められていない。

よって、銀行代理業を営んでいるか否かは、収納事務における委託基準の条件になっていないため、審査請求人が、求めているコンビニが銀行代理業者であることの資格証明はそもそも存在しない。

- (3) また、前項の基準を満たしていることを確認するための書類として、りそな決済サービス株式会社よりコンビニ収納代行サービスに係る公金収納代行の説明資料が提出されているが、これは、協議段階で事前に取得した文書であり、契約を結んだときに取得した文書には当たらないという整理をしている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

- (1) 本件開示請求に係る行政情報として「りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだときに、取得した文書すべて」との記載があり、該当文書の特定にあたっては、実施機関と審査請求人とのやりとりを通じて、実施機関は「さいたま市市税等収納業務契約書（平成30年3月23日付）」を特定し、行政情報一部開示決定を行った。その後、さらに、審査請求人とのやりとりの中で、「契約書は、作成文書で、取得文書ではありません。」との指摘があり、実施機関は、先の行政情報一部開示決定の取消しを行うとともに、契約書以外の該当する行政情報を取得しておらず、存在しないとして、行政情報不開示決定を行った。
- (2) 一方、審査請求人が開示を求める行政情報は、さいたま市が、コンビニ収納の契約を行うにあたっては、コンビニが銀行代理業者であるはずであるとの考えから、「コンビニが銀行代理業者であることの資格証明」を取得しているはずであるとの主張であると考えられる。
- (3) しかしながら、収納代行を私人に委託するにあたっては、自治法施行令第158条及び第158条の2の規定があり、第158条の2第1項においては、当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができることとされていることから、さいたま市は、規則第8条の2により基準を定めている。当該基準では、銀行代理業を営むことについての資格要件は求められていないため、審査請

求人が求めている「コンビニが銀行代理業者であることの資格証明」はそもそも存在しないと言える。

- (4) もっとも、さいたま市が、コンビニ収納の契約を行うにあたっては、規則第8条の2の基準を定めている。当該基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができるかとされているため、基準充当性の判断に当たっては、何らかの資料の提出を求められることが考えられる。

この点、実施機関は、事前に当該基準を満たすか否かの判断のための資料として、りそな決済サービス株式会社より、コンビニ収納代行サービスに係る公金収納代行の説明資料が提出されているが、これは、協議段階で事前を取得した文書であり、契約締結時に取得した文書には当たらないという判断をしたとのことである。

2 本件処分の当否について

- (1) 実施機関は、本件開示請求の「りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだときに、取得した文書すべて」という記載を、あくまで契約締結時という一時点に限定して捉え、契約時には文書を取得していないとして、文書は不存在であるため不開示としている。
- (2) しかしながら、さいたま市が、コンビニ収納契約を締結するにあたっては、自治法施行令第158条及び第158条の2の規定に基づき、規則第8条の2の基準を定めているところであり、同基準を満たすか否かの判断に当たっては、当然に、判断の前提となる資料を取得することが考えられ、現に、実施機関も協議段階では、説明資料を受領したことを認めている。
- (3) 本件開示請求の「りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだときに」という記載は、契約締結時という一時点に限定する趣旨ではなく、本件開示請求に至った経過やその後の審査請求人と実施機関とのやりとりに鑑みれば、契約締結にあたって取得した資料と考えるのが合理的である。そうすると、契約締結にあたって取得した資料は存在することが認められ、契約締結の一時点に限定して、取得した文書はないから不存在として不開示とした本件処分は不当であり、取り消されるべきである。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求について、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成31年 3月13日	諮問の受理（諮問第534号）
②	同年 4月18日	審議

③	令和元年 8月 8日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 11月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)